

## 第2回府中市環境美化推進委員会会議録

令和5年4月25日（火）

午前10時00分から午前11時00分まで

府中駅北第2庁舎3階会議室

### 1 出席委員（9名）

吉垣親伸委員長、石井真弓委員、朝倉省二委員、志水清隆委員、  
遠田宗雄委員、大室元委員、堀江元委員、北島美都子委員、玉山真一委員

### 2 欠席委員（1名）

秋山賢太郎副委員長

### 3 事務局

新藤生活環境部長、柳下生活環境部次長兼環境政策課長、扇山環境政策課長補佐兼管理  
係長、笹本環境政策課管理係主任、宮地環境政策課管理係事務職員

### 4 議題

本市における過料徴収方法の検討について

### 5 資料

【資料1】本市における過料徴収方法（案）

【資料2】過料徴収対象区域図

### 6 公開・非公開の別

公開

#### 【事務局】

定刻になりましたので、ただいまから、第2回環境美化推進委員会を開会させていただきます。

皆様、本日は大変お忙しいところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の会議につきましては、会議時間を最長で1時間半程度を予定しておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(事務局自己紹介)

それでは、会議に入る前に、お手元にお配りさせていただきました、資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

また、本日はお配りしておりませんが、皆様には、前回3月3日に実施いたしました第1回環境美化推進委員会の会議録を送付させていただいております。特に修正等のご指摘はいただいておりますが、問題がなければ、府中市環境美化推進委員会規則第6条第4項に基づきまして、情報公開室やホームページで公開したいと存じますが、いかがでございましょうか。

#### 【委員】

異議なし。

#### 【事務局】

ありがとうございます。なお、公開に際しましては、皆様のお名前は伏せさせていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、本日の委員の皆様の出席状況でございますが、秋山副委員長から欠席のご連絡を頂いております。また、石井委員につきましては、若干、遅刻ということでご連絡を頂いておりますので、ご承知おきください。

本委員会につきましては、府中市環境美化推進委員会規則第6条第2項の規定によりまして、定足数が過半数に達することで成立することとなっておりますが、本日の会議は、出席委員の皆様が過半数に達していることから、有効に成立することをご報告いたします。

それでは、ここからの議事は吉垣委員長、よろしくお願いいたします。

#### 【委員長】

皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。ここから、私の方で進めさせていただきます。

それでは、初めに傍聴について、委員の皆様にお諮りいたします。府中市情報公開条例に

基づき、本委員会は原則公開となっております。本日、会議の傍聴希望の方はいらっしゃいますか。

**【事務局】**

本日の傍聴希望の方は、3名です。

**【委員長】**

それでは傍聴を許可いたします。傍聴席への案内をお願いします。

(傍聴者入場)

**【委員長】**

それでは次に議題1の「本市における過料徴収方法等の検討について」、事務局から説明してください。

**【事務局】**

それでは、お手元の資料1をご覧ください。

喫煙の過料等の制度について、府中市の実施案と先進区市である柏市及び千代田区を比較した表になります。項番1の人口から6の公共喫煙所の数までについては、その区市の特徴を参考に示したものになります。なお、6の公共喫煙所につきましては、以前の委員会で、喫煙所の設置についても併せて検討すべきとの意見を頂いていることから、要検討と記載しております。千代田区は日中の人口が極端に多くなっており、柏市は日中と夜間の人口にそれほど差がないため、柏市のほうが府中市に近い状況となっております。

続いて、7の根拠法令と8の徴収開始年は、記載のとおりです。

続いて、9の過料の金額ですが、府中市の実施案では、先進区市である柏市及び千代田区を参考に、2,000円で設定しております。

続いて、10の適用場所についてですが、資料2をご覧ください。

こちらは、まちの環境美化条例に基づき、定めております、緑色の太枠で囲われた府中駅周辺の環境美化推進地区、灰色の喫煙禁止路線に加え、今回、新たに網かけ部分として、過料徴収の対象区域とする重点喫煙禁止路線をお示ししております。

重点喫煙禁止路線につきましては、市のシンボルでもあり、市民の憩いの場でもある、ケヤキ並木の快適な環境を維持していきたいと考えておりますことから、まずは、北は桜通り、南は旧甲州街道までのけやき並木を当該路線として設定したいと考えております。他区市の状況としては、柏市は禁煙等強化区域内、千代田区は皇居を除く区内全域としております。

続いて、11の過料が適用される禁止行為についてですが、府中市では、まず重点喫煙禁止路線における路上喫煙行為を対象としたいと考えております。

続いて、12の徴収方法についてですが、府中市では過料徴収員により、禁止行為を確認できた場合、その場で過料を徴収することを考えております。

続いて、13の納付拒否者への対応についてですが、持ち合わせがない等その場で支払ってもらえない場合は、納付書を交付し、その後、支払いがされない場合、自宅に督促状を送付する予定としております。柏市、千代田区についても同様となっております。

続いて、14の徴収員の身分についてですが、過料という行政処分を行うことから、委託業者ではなく市の職員が行う必要があるため、警察OBの職員を月額制会計年度任用職員として雇用し、配置することを考えております。柏市、千代田区についても同様となっております。

続いて、15の徴収員の人数ですが、まずは2名体制から始めたいと考えております。柏市においては、職員2名に加えて、シルバー人材センターの補助員2名の体制となっております。千代田区については、職員25名体制となっております。

続いて、16の徴収時間としましては、日曜日から土曜日のうち週4日、7時半から21時のうち7時間45分を予定しております。柏市は、過料徴収の時間帯は非公開とのことです。千代田区については、9時から20時45分の間で時間帯を調整しているとのことです。

最後に、17のその他の対策等及び18の今後の方針については、参考に記載してまいります。

府中市の過料徴収については、先進区市を参考に、表のとおりで進めていきたいと存じます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議くださいますようお願いいたします。

#### 【委員長】

ありがとうございます。説明が終わりました。ただいま説明のありました本市における過

料徴収方法などの検討につきまして、皆様のご質問・ご意見がありましたら、お願いいたします。

#### 【委員】

先ほどの徴収時間と言われたところは、これは徴収員が回る時間ということになるでしょうか。もう1つ、令和6年4月から徴収開始をするというふうに書いてありますが、告知方法であったり、何か啓蒙活動みたいなものはどういったことを予定されているのかの2点を質問します。

#### 【事務局】

それでは、ただいまご質問いただきました徴収時間と、令和6年4月に向けての啓蒙等について、順次、ご回答させていただきます。

まず、こちら資料1に記載の16、徴収時間につきましては、こちらは徴収員の方が回っていただく時間帯を記載したものでございまして、この時間帯全てを1日で回り切るの難しいと考えておりますことから、シフト制のような形で、重点的に、例えば、この日は朝、この日は昼、夕方、夜の時間に回りますというような形で、少し重点的に回る時間を定めて、この時間の範囲内で7時間45分の時間を使って回っていきたいと考えております。ただ、今、考えておりますのが、徴収員の方には、現在行っております喫煙禁止パトロールも併せて行っていただきたいと考えております。そうすると、市内喫煙禁止路線は5か所、5駅周辺に設定しておりますので、その5駅を順繰り回る中で、府中駅でも過料徴収を併せていただく時間ということで、回っていただくような形を今、想定しているところでございます。

続いて、令和6年4月からの開始に向けた告知・啓蒙についての考えでございしますが、今、ご検討いただいている過料徴収につきまして、次回のこちらの委員会で答申案をおまとめいただきまして、7月に、委員長から市長のほうに答申を頂きたいと考えております。その後、過料徴収に向けては条例改正等も必要となつてまいりますので、第3回定例会に議案として、まちの環境美化条例の一部改正議案として上程させていただきたいと考えておるところでございまして。9月の議会で議決を頂いた後に、10月以降、条例改正についての告知と併せて、今度は過料徴収についての告知をしたいと考えております。告知の内容としましては、看板の設置ですとか、あと、今、考えておりますのは横断幕の設置、あとは、秋

にいろいろイベント等もありますので、そういったイベントの場を活用して、周知のブースなども設置し、周知・啓発に努めてまいりたいと考えております。もちろん、市のホームページですとか広報紙への掲載も行いたいと考えております。以上でございます。

**【委員長】**

よろしいですか。

**【委員】**

はい、ありがとうございます。

**【委員長】**

ほかに、ご意見・ご質問をお願いします。

**【委員】**

案の5番、6番に関連して、ちょっとお聞きしたいのですけれども、この特に6番の公共喫煙所の数という部分で、要検討ということもあるので、その辺に関連して聞きたいのですが、府中と柏、そして千代田のたばこ税の税収って分かりますか。近々でいいのですが。それが分かれば、ちょっとお聞きしたいのですけど。分からなければ、また。

**【委員】**

数年前だと11.何億でしょう。

**【事務局】**

府中の場合ですね。府中の場合は今、13億ぐらいです。今、柏市、千代田については、情報を持っておりません。申し訳ありません。

**【委員】**

いいです。それなりの税収はきちっとあると思うんです。そうした中で、ここで言うと、乗降者数に関して言っても、この千代田に関していけば、府中と比較して約4倍の乗降者数があって、柏に比べても3倍近くあるわけですね。そこの公共喫煙所の数っていうのが、

千代田は67あるじゃないですか。それで、柏は0、府中市は要検討となっているのですけど。やっぱり一番は、今って本当に多様化している社会ですけれども、まだ民主主義の原理みたいなものがある程度大事にされて、結局、多数決で数が多い意見が通ってしまう。その分だけ少数意見が潰されてしまうっていうか、なかなか反映されないっていう社会になって、そこが不満になっているような問題も起きているっていう。そういった状況もあるんじゃないかなって思うんです。そうなってくると、やはり少数の人たちの、今で言うとマイノリティーという言い方もしますけれども、そういった人たちの意見をどれだけ把握させていたかきながら、こうした取組を進めなくてはいけないっていう難しい部分にもなってきていると思うので。僕は、たばこは吸わないのですが、やっぱり喫煙所っていう部分に関しては、設置の検討も考えなくてはいけないんじゃないのかなっていうふうに思うんです。そんなことも意見としてさせていただいて。また税収の関係等、分かりましたら教えていただければと思います。私のほうからは、その1点です。

#### 【委員】

それに加える形にもなるのですが、まず今、比較対象とされている柏市ですが、柏市はもう府中とは比較にならないぐらい大きな町ですよ。府中が維持させることができなかった百貨店が、府中市の3つのビルを合わせたぐらいの規模で、今でも存在している。そして、多分、柏市は今、周辺はもうほとんどが住宅街の市ばかりで、それらを合わせると、商圏として100万都市と見てもおかしくない。それに比べると、府中は残念ながら、商圏は正味26万であって、むしろ昨今の経済情勢からすると、実質は15万程度ぐらいまで、ほかの市に食われているというような現状です。そういった中で、府中市の特徴としては、周辺を含めた地域住民によって経済が支えられているという。府中市は、府中市の中だけのあれで、周りにはもう周りで全部ライバルがいて、柏市は周りにまだまだライバルが少ないんです。そういった意味で言うと、府中市は府中市に入ってくる経済というのか、いろんなものを、やはり取り逃さないという施策が、商店街という立場や経済という立場で見ると、大変重要になります。その観点からしたときに、やはり先ほどあった公共喫煙所等をちゃんとやって、特に府中市の場合は、良い悪いは別にして、やっぱり競艇だとか競馬だとか、あるいは大國魂神社だとか、そういう人たちをむしろ呼び込むようなことをしていかないと、経済的には発展していかないので、そのあたりを、やはり考えると、どうしても公共喫煙所という部分は、前向きにご検討いただきたい。

もう1つは、なぜかという、今日、私は店のほうから来たのですが、ちょうど店の位置ってというのは、警察署といちょう通りの中間のところにあるのですが、ここまで歩いてくる間に、特に、やはり環境美化推進地区内、喫煙禁止じゃないところです。ここは路上ポイ捨て、今朝も半端ないです。もうこれは、公共の道もそうですし、今日は、私も自分の店の前に堂々と捨てられていたので1本拾いまして、ごみに捨てましたけどね。どうしてもそういうふうになってくるので、やはり、ここの重点禁止路線の、ここで特に過料ということになった場合、まずこの両側の喫煙禁止路線のほうに、たばこを飲む人たちは流れて、そこでポイ捨て等をします。さらにその人たちが、ここが路上喫煙だとなったならば、これはこの前も言いましたけれど、必ず民有地でやります。ですので、ここのけやき並木を徹底して重点禁止路線として、過料まで徴収するんだということを打ち出す以上、やはり、先ほどもありましたように、市としては、こういう吸える場所もちゃんと用意しているということと同時にやるということが、バランスが取れた施策になろうかと思えます。以上です。

#### 【委員長】

ありがとうございます。そのほか、ご意見・ご質問ございませんか。本日の委員会である程度形を固めて、次回皆さんに最終を諮って、市長へ答申という形になりますので。ぜひ、活発なご意見を頂ければ。

ちょっと、私からよろしいですか。徴収員の方の回る時間、徴収時間が、週4日、土日含む7時半から21時のうちの7時間45分となっている。これは、1つの要望に近い形なんですけれども、できれば固定化をしないで、完全ランダムでやっていったほうがいいかなというふうには思います。というのが、どうしても夜間にもものすごく悪くなっている状況が、けやき並木は見受けられるんです。たばこだけじゃないんですけれども、やっぱり喫煙も目が行き届かなくなると、わっと戻ってくるというか、悪い状態にすぐになっちゃうっていうのは、放置自転車しかり、スケボーしかり、路上駐車しかりだと思うんです。なので、やっぱり喫煙のほうに関しても、できればランダムで、夜間帯を含めてのパトロールというか、そういうのは実施していただけたらなというふうには思います。これは1つ意見としてお願いします。

#### 【委員】

そうですね。そういう意味では、この重点地域だけでなく、この喫煙禁止路線全体のパト



ロールは、ランダムな時間に2日やっていただくのが適当ですね。今、委員長がおっしゃったように、やはり基本的に、路上喫煙及びポイ捨ては夜間が多いんだよね。特に人通りが少なくなる9時以降、昼間は午前中にいろんな周りの人が掃除したりして、後は取りあえず夕方まではそこまで落ちるケースって少ないよね。でも、基本的にやるのは出勤や通学する人が朝行くとき、それと帰ってくる時。特に遅く飲んで帰ってくる時。あるいは、その場で飲んだとき。飲むのも、飲む前じゃなくて飲んだ後。もう時間的には、そこだもんね。だから、むしろシフトの組み方で、そういうところで重点的にできるようになっている委員長のご意見っていうのは、もっともだと思います。

**【委員】**

私は、この時間帯につきましては、やっぱり終日禁止という線を打ち出したらいんじゃないかなと。何時から何時までっていうことになる、非常にややこしくなってしまう。

**【委員】**

終日は、終日禁止なんじゃないですか。

**【委員】**

終日。朝から19時とか。

**【委員】**

終日禁止なんだけれど、係員が徴収、動く時間がこうだということですね。

**【委員】**

ということが1つ。それから、まずそれより先に、先ほどもお話があったと思いますが、公共喫煙所。これは、やっぱりこの徴収方法を考える前に、少なくとも1か所でも2か所でも、そういった喫煙場所をある程度設定して、その上で徴収に入るといったようなことがない限りは、非常に不公平ではないかなと。私は、したがって、要検討になっておりますけれども、米印で。市のほうで何か代案というとおかしいのですけれども、案があるのかなのか。現在、ないということであるとするならば、やはり先にそれを作った上で、禁煙というふうな形が望ましいんじゃないかなというふうには思うのですが、いかがなもので

しょう。

**【事務局】**

喫煙所の設置の考え方なのですけれども、やはり市の中でも、実は賛否と申しますか、設置すべき、しないほうがあって、いろいろありまして。というのは、そもそも喫煙所は、駅前に何か所か、前に設置していたと思うのですが、そこで、やはり煙がどうだとか臭いがどうだという苦情があって、撤去したという経緯がございます。とはいっても、今回のこの過料という話の中で、前回の議事録を見せていただいた中で、やはり喫煙所の設置というところのお話が委員の皆様からございまして、やはり、過料というだけでは、排除という見方もあるというところで、ぜひこの場で、今回にも話が出ていますような喫煙所の設置というところを、やはりご意見を頂きまして、我々としても設置に向けた検討も、急いでやらなければいけないかなというのは、今、うちの課では思っているところで。まだ市全体でどうこうということではないのですけど。余談なのですけれども、今日、実は立川市のほうに、急遽、この後視察に行ってくる予定になっていまして。2年前ぐらいに、駅前に2か所設置をしていまして、それがコンテナ型のものになっていまして。やはり、一回、我々が撤去に至ってしまった、煙とか臭いとかそういうものを、なるべく吸わない人には影響の少ないような形にしたいというところもございまして、今日、急遽見てきます。また、今日のご意見を伺う中で、いろんな方策を考えていけたらなと思います。

**【委員】**

今の形に、ぜひもう1つ、1点加えていただきたいのは、同じようにコンテナ型のやつが、吉祥寺の中心部に、やはり3か所か4か所設置されていますね。これがいろいろな商業施設の喫煙所の中にもPRがされていて、かなりそういう意味で、喫煙者が目にしやすい環境下において、市として、その町全体の中でこれだけ用意してあるのだよということをPRされているようですので、それもぜひ見てみてください。

**【委員長】**

商業施設内での喫煙所の周知ということですよ。

**【委員】**

そうそう、要は商業施設内の喫煙所の中に入っていくと、そこに公共の喫煙所のやつがあつて。例えば、その場所はスマホでかざすと分かりますよとか、ああいう告知だよ。それによって、変なところで吸わないでね、という徹底。だから、要するに飲み屋さんなんかに行ったり、いろんなところにもそういうのも周知しているっていうことですね。だから、先ほど周知の話が出ましたけれど、同じように、そういう各商業施設の喫煙のスペース、飲み屋さん、そういったところでやる。ただ、そのときに、過料を徴収しますよ、だけだと、それはちょっとそういうPRはできないのだけど、今お話が出たような公共喫煙所を案内、その代わり、駄目なところで吸ったら、きっちりやらせてもらいますねという、非常にロジックがかなったやり方を、周辺の地域ではやられているところがあります。

#### 【委員】

遅くなりまして申し訳ございません。今、市役所の方が、以前はあつたけれども撤去したということだったんですけれども。その形っていうのは、先ほどおっしゃったようなコンテナ型だったのでしょうか。それとも、外に煙が出る形だったのでしょうか。

#### 【事務局】

いずれもパーテーション型で屋根はないので、全部漏れてしまう形でした。一応、場所で具体的に言いますと、ペDESTリアンデッキの北口ですかね。府中駅の改札を出て、北口に出たところの間近に1個あつたのと、あとは、けやき並木の、ちょうど啓文堂でしたか、本屋さんの目の前の、今、休憩スポットになっていますけれども。あそこに設置して、いずれも外に漏れてしまう状況でした。

#### 【委員】

でも、もしまた改めて設置する場合に、コンテナ型っていいですか、外に煙が出ないような形ですれば、吸っていない人たちも煙の煙害っていうんですか、ないのじゃないかな、そういう工夫があればいいんじゃないかなというふうに思います。

#### 【委員長】

ちゃんとした、すみ分けというか、喫煙所の技術が大分進んできている。その先進の技術を大いに活用してもらって、ということですよ。

**【委員】**

吸い込み型とかもありますよね。

**【委員長】**

ありますね。ありがとうございます。ほかに、本当に、ここで細かいところもですし、いろいろご意見、ご質問、ご協議いただくのが非常に大事だと思います。実際に過料を取ることになっていく形になってくるので、大事なところだと思うんです。ここをちゃんとやっておかないと、後々いろいろスムーズにいかなくなっちゃうので。

**【委員】**

過料期間まで、約1年あるわけですよね。これ、どういうふうな形で。段階的にそういったPRして、過程を踏んでいくのか。その辺が非常に大事になってくるんじゃないかなと思うんです。

**【委員】**

これ、議会で通った後にすぐやるんですよね。議会で了承された場合には。議会で了承されたら、すぐやるわけですよね。

**【事務局】**

そうですね。過料の仕組みにつきましては、現在、条例のほうに、府中市の過料についても、規定は既にある状況でございます。それを実効化していくための改正が必要ということで、今、進めたいと考えておまして。議会で、まずは議案として条例の改正について議決を頂いた後に、今度は条例を改正しましたという公布をする必要がありまして、その公布後からは、そういった周知等も進めていくことができるようになっておまして、恐らく10月1日号の公報に掲載していくことになろうかと思っておりますので、それと併せて周知も進めていきたいというふうに考えておまして。以上です。

**【委員】**

この2,000円を徴収するわけですよね。一応。こんなことを言うのも変ですけど、どの

くらいの金額できるとか想定は一切していないか。それと、徴収する人も結局、別に吸っていても知らん顔していればいいやっていうことでは。ノルマじゃないんですけれども、なるべく捕まえてくださいね、ちゃんとしてという形で、そういうのってあるんですか。毎日ゼロでも意味ないと思って。

#### 【事務局】

特にまだいくら見込んでいますというのは、ないところでございまして、市としては、ゼロが一番、本来はゼロが一番いいなというふうには考えているところでございます。つまり、誰も吸うことがない状態になるのがいいなというふうには考えているところでございます。そこに至るまでは、やはり相当な期間が必要になってくるかなと思っております。ご参考までになんですが、令和4年度の府中駅周辺での喫煙のパトロールをやっておるところでございまして、その注意件数を集計したものがございまして、それを参考にお伝えさせていただきますと、1か月の件数としましては、平日が大体50件程度なので、50件掛ける2,000円ぐらいに平日はなるかなと。これが1か月の平均になっているということで、想定できるかなというふうには考えております。土日につきましても、大体40件程度の注意件数がございまして、1か月で40件掛ける2,000円程度は、もしかしたらある可能性があるかなというふうに思います。

#### 【委員】

分かりました。

#### 【委員】

例えばこれが実施されたとして、路上で喫煙されていて、それを駄目ですよって言われて、過料を出すような状況になって、「はい、分かりました。出しますよ。じゃあ代わりにどこだったら吸えるんですか」といった質問があった際に、どういう答えを用意しておいたらいいのか。それは、公共喫煙所なのか、それとも民間のお店の協力店か何かがあって、例えばこのエリア内の地図があって、ここだったら吸えますので、こちらで今後吸っていただけませんか、といったような誘導ができるのか。やりたいことは、多分、喫煙のコントロールをこのエリア内にしたいということだと思いますので、それが限りなくゼロになればいいでしょうけど、ここで吸えるんだったらここに行きますよという方も、いらっしゃると思うん

ですよ。そういう方に対して、このエリア内では1本も吸っちゃいけませんっていう話ではないと思いますので。そういった誘導というのをどうやって考えていったらいいのかなっていうのを。それは、公共だけじゃなくて民間の力も借りてもいいのかなと。お掃除の手間とかあるかもしれませんが。何かしらメリットがあれば、吸ってもいい場所っていうのは用意できると思うんです。今、アプリでたばこの吸える場所っていうのが検索して、皆さん行かれる方が多くて。一応、一定の努力をして、その場所を探してそこで吸うということは、吸う方はされているようなんですよ。そういう方の、意識がまだある方が吸っている場所が分かれば、初めて府中に来た方も、ここは吸ってもいい場所なんだっていうふうに気がついてくれる方もいらっしゃると思うんです。例えば、競馬で初めて府中に来たとか、お祭りで初めて府中に来た方が、そういったルールも分からないで吸って捕まったら、多分、嫌な思いして帰るだけだと思いますので。そのあたりのコントロールという考え方を少し考えていただくと、排除にならなくて済むのかなというふうに、今のお話を伺っていたんですが。そういった吸える場所マップ、何て言うか分かんないですけど。そういった考え方は、いかがでしょうか。すみません、これは意見ですが。

#### 【事務局】

貴重なご意見、ありがとうございます。喫煙所の考え方につきましても、大きく2通りあるかなというふうに考えておまして。まずは、公共で設置する喫煙所、あとは民間の喫煙所を、他市の事例ですと、補助金を出して喫煙所の管理運営もお願いしながら、公共的な喫煙所として開放していただいて、そちらをご案内できるようにしているというパターン、両方あるかというふうに認識しております。本市におきましても、今後、喫煙所の設置についての検討と併せて、そういった補助金等を活用した民間の喫煙スペースを、公共的な喫煙所として案内できるようなふうに仕組みも併せて検討していきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

#### 【委員】

怒られるかもしれないですが。例えば、今度新しい庁舎ができたときに、そこに喫煙所をといったとき、できるものですか。一般の市民の人が、市役所にそういうところがあったときに、うるさい人は、めちゃくちゃうるさいですから。大丈夫かなって心配があると思うん

です。本当に毛嫌いしている人は。僕もずっと吸っていて、やめた理由が、吸っていいところで吸っていたときに、親子が食事していて、やめなさい、と、どなられたことがあるんですよ。ここ吸っていいところじゃないか、と思いながらも、もう吸うところなくなっちゃったなと思ったから、もうそれからはやめようと思って。いや本当にショックでしたから。やっと吸えるところに行って、たばこ吸って、ご飯食べていると、吸っていたら、隣に来た中学生の女の子と両親が来て、食べているところでどなられちゃったんで。どなられたって、ここは、あんたがおかしいんだと思いながらも。それで、嫌いな人は、例えば市役所に喫煙所をつくりましたよっていうだけで、どう出るかなとか、ちょっとそれが心配だなと思うんです。新庁舎やるときに、喫煙所のプランはないですね。今でもないのかな。

#### 【事務局】

今現在、市役所、実は西玄関のところにあるんですけども。一応、基本的には市役所とか公共施設には、喫煙所は設置しない、しちゃいけないという位置づけにはなっているのですが、そこからちょっと離れたところに受動喫煙等の条件に合ったものを造るのはオーケーです。ただ、この新庁舎になる段階で、ご存じのとおり、1期目がここでもうすぐできるのですが、今、設置されているところが2期目のところなので、2期目の工事が入ると、そこは撤去されてしまうんです。じゃあ全体ができたときにどうかっていうのは、今、実は設置の検討というよりも、設置については、まだ決まっていない状況です。ですので、それでまたこういったご意見で、やっぱり市役所の新庁舎にもどこか条件に合った場所があって設置できるかとかというのは、検討していくことはできると思います。今のところは、予定としてはないのかなと思っています。

#### 【委員】

僕が言いたかったのは、結局、今、喫煙所の話になっていますけれども、今度、議会の新しい人で、いろんな政党も来ますよね。そのときに、可決しなかったと。その設置場所をつくことを。そのときに、この話はやめちゃうのかということになっちゃうので。僕は、やるならまずやることにして、造るところの話は、また別の話でやったほうがいいんじゃないかと。一応、今回は過料とか取るという提案ですから、これは、まずやるのかやらないのか。その後としたらおかしいけれども、そうやって俯瞰してやらなきゃいけないんですけども、その設置のことは結構もめると思うんです。これは多分すぐ通ると思うんですけど

も、設置することに関しては、嫌いな人は嫌いですし。僕はつくってほしいですけどね。それは、あったほうが。遠くからいろんな人が来ているわけですから。それは理屈なんですけど、その理屈の話は、また違うという話ですけど、これとは違うかなという感じがするんですけど。

#### 【委員】

そのご意見に対して、ここの重点のところは2,000円取るのは、非常にいいことだと。ただし、今言ったように、それをやった場合は、その人たちはたばこをやめるのでなく、この特に、喫煙禁止路線のほうで重点的に吸い入る。要するに過料を取られないところ、単純に言うところですから。こっち側はル・シーニュのところだから、商業施設に入って来ない限り吸えないですよ。そうすると、要は国際通り側だったり、合同庁舎側のほうに1メートル入って、吸って民有地にポイ捨てる。だから、公共喫煙所を造らないと駄目ですってということなんです。だから、そこら辺を十分ご理解いただければいいのかなと。さっきも言いましたが、たばこ飲みの悪い習慣で言うと、どこかで吸いたいんですよ。金を取られるんです。どこかで吸いたいんです。極論すると、このグレーのところ全体を、もし過料を取りますよって言ったら、この白いところで吸います。その度合いが、今よりもどんどん悪くなっていくということです。片方が厳しくなれば、厳しくなった分だけ、その部分ってというのは、周りにそのまま移行するんであってってというのが、多分、たばこ飲みの真理であり、そういう動きをするということをご理解いただければ、一番バランスの取れた、最適なことができるのかなというふうに思いますので、ご検討ください。

#### 【委員】

委員と同じような、全く意見なんですけど。枠をつくると、その枠の外の人たちが一番迷惑するっていうのが、簡単な話なんです。なので、枠は小さければ小さい、大きければ大きい、どういう状況にしても、この枠の外の人たちの、禁煙の人たちが一番迷惑するというのが大体の話になるので。やはり、今言ったみたいに公共の施設として何らか、やっぱりこの枠の中で考えていく。そこをまず大前提にしながら、過料に入っていくっていう、先ほど委員もおっしゃっていましたが、そういったストーリーというか、大事なのかなというふうに思うんです。そうしないと、必ず捨てていく、隠れていくっていう、そういう人が多いので。これはもう間違いなく、これまでもそうだったように、間違いなく出てきますか



ら。そこをまず、しっかり押さえていくというのが大事なんじゃないかなと思います。

#### 【委員】

もう一個言うと、ポイ捨てする人はポイ捨てを一番どこにやるのかというと、排水溝なんですよ。なぜか。跡が残らないから。非常にマナーが悪いですよ。でも、実は排水溝に捨てると、それをそのまま下水に流れて環境汚染に対して一番悪いですよ。路上だったら、拾ってごみにして燃えるごみに捨てますから。ですので、そういうふうにし世の中流れていくんで。だから、今、委員がおっしゃったようなことを。あともう1つ、委員が言いましたように、この周辺に迷惑をかけることになりますので。迷惑がかからないようにしていくためには、先ほどの公共喫煙所もそうですけど、プラスして、吸える場所に対する告知とかそういうこと、そういうのを丁寧にやっていくっていうことがとっても大事で。実際は、先ほど私もちょうど、外はこういうところで吸えますよっていうのを吉祥寺はやっているということをお申しましたが、例えば、飲食店や商業施設に、事前に、6月から、けやき並木は罰金取りますよ、だから、そこでは絶対吸わないでね、その代わり、こういうところでは吸えますよ、みたいな最低限、やっぱりそういうことを、時間をかけて事前に告知をし、導入していくというようなことも検討いただくことがいいのかなというところです。

#### 【委員】

今まで皆さんがおっしゃったとおりで、それはそれで、ちゃんと踏襲したほうがいいと思うんですけど。僕の中では、根本は、あの並木通りの酒飲んでいるやつらとか、それを排除するためのものではないかと思っているんで。まずは、府中の神聖な場所ですから。そこにそういうことをさせないようにするって、このラインのところを重点的にやって、監視員を入れるっていうことがまず第一歩だと思うんです。それに付随して、同じような3委員の方もおっしゃったことは、やらなきゃ絶対いけないことだと思うんですけど。まずは、始めるには、とにかく並木通りをちょっとクリーンにしよう。環境っていうのが根本なのかなと、僕の中では思っています。

#### 【委員】

皆さんの意見と大体同じでございますが、公共喫煙所のことについて。今日は、立川のほうに行って見学なさるということですが、立川や吉祥寺にあるようなコンテナ型、私ちよっ

と詳しいことは分かんないんですが、煙が出ないような、そういう形のをまず府中市につくっていただきたいなと思います。府中市をPRするという意味で、新しい喫煙所ができましたっていうようなことを、市以外の方にも知っていただく。そういったようなPRを兼ねて、まずそれを、わあ、すごいな、府中ってこんな喫煙所があるんだ、っていうような。その煙の方向はよく分かりませんが、例えばガラス張りであつたら、周りにケヤキの絵が描いてあるとか、ちょっと府中らしい喫煙所。そういう、ちょっとほかの市にないようなものをつくっていただければ、それをまず1つお願いしたいなと私は思います。ほかの市から、府中市に競馬とか神社に来る方呼び寄せるという意味で、そういうものがあつて。さらに、先ほどおっしゃっていた吸えるところの場所マップ、アプリのようなものを、今、皆さん簡単に調べられると思いますので。例えば、東京駅に着いたら、新幹線で来た方がまず吸いたいと思うので、東京駅の新幹線の21番、22番だかホームにあるそうなんです。そういうのもアプリで調べると、すぐ分かるので。そういったものを、府中市はどこでできるっていうのが分かるような、そういうシステムをつくっていただいて。それから、あともう1つ。その告知をするのと同時に、喫煙所がまずあります。それで、じゃあいつから過料徴収になりますっていうような、同時のPRをお願いしたいと思います。以上です。

**【委員長】**

すごくいい意見ありがとうございます。

**【委員】**

本市の観光の面から考えても、ただつくるんじゃなく、それを観光資源にまですするという意見は非常に面白いですね。

**【委員長】**

大分、活発なご意見を皆様から頂きまして。これは、もう皆さんからも出ていたとおり、私も、けやき並木もちょっと入ったところで、商売をずっとやっているの。やはり、こういったら語弊があるんですけども、けやき並木って物すごく大事なものは分かるんです。市の、やっぱりシンボルですし、表玄関です。ただ、いろんな部分で、やっぱりその周りに弊害って残念ながら出やすいかなっていうのがあるとは思うんです。車の渋滞しかり、いろんな人の流れにしてもちょっと影響が出ちゃう。全く逆のことが昔あったのは、府中市だけが

最後までダストボックスがあったじゃないですか。府中市だけが有料化しなかった時期、周りが有料化したときに、自宅は、谷保と市境の西府町にあつて。ダストボックスが、朝捨てて帰ってくると、回収した直後、もう満杯なんですよ。9割、府中市以外のごみが入っている状態だったんです。何が言いたいかという、やっぱり周りが厳しくなったときに、厳しくない場所があると、全部そこにしわ寄せが来るっていうのは、残念ながらどんなことでも現実だと思います。まざまざと、そういうのを見てきているので。委員からあつたご意見っていうのは、すごく大事だと思うんです。確かに。まず並木通りのここをやるっていうことは、すごく大事です。ただ、並行して喫煙所の設置ですとかっていうのも、また意見としては、やはり必要なかなっていうふうに、皆さんのご意見を伺っても思います。そういったところでよろしいでしょうか。

#### 【事務局】

今、委員長のほうからお話があつたところを、ちょっと我々も思っています。今日出た皆様の意見の私の解釈では、ほぼ、やはり過料については、賛成。ただし、やっぱりそれには排除じゃないんですけれども、何か誘導する喫煙所がないと効果とか、逆に違うところで迷惑かかるんじゃないかということで、喫煙所の設置というところは皆さん一致しているのかなというのをちょっと感じていまして。もし、そういうことであれば、やはり、今、委員長のお話にあつたように、今回の諮問については過料・罰則の適用に関することというところなので、答申については、この内容について答申をする形になるんですが、やはり、その附帯意見というところで喫煙所の設置について検討すること、というような文言を入れていただいて答申をするというところが、皆さんのご意見、今日の頂いたご意見等で、そこがそういう形に一致するのかなと思っています。もし、それでよろしければ、今、委員長のお話のとおりにしていただけると、よろしいかと存じます。以上でございます。

#### 【委員】

この答申のあれですね。この審議における過料の金額をどうするかという形に関しては、もう既に2,000円というやつがあつて、これについては議論されていませんけど。

#### 【委員長】

うーんと。ここのところは皆様。

【委員】

2,000円でいいと思いますか。

【委員】

異議なし。

【委員長】

2,000円で。一応、これまでの府中市のまちの環境美化条例、平成16年から施行されているところでは、第14条で、従わないときは5万円以下の過料を課することができるってということで、徴収実績がない状態です。今回、具体的に2,000円っていう金額を設定して、2,000円を必ず過料として徴収しますよ、という認識でいくということで。それについては、皆さんよろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【委員】

資料1、資料2に対しては、全員賛成っていいんですよね。

【委員】

はい。

【委員長】

皆様、今日は活発なご意見をありがとうございました。答申に附帯意見をつけて答申をさせていただきたいと思いますので、内容をまとめまして、答申書の文言については、正副委員長と事務局で調整しまして、次回の委員会に皆さんに答申案の附帯意見として、皆さんにお諮り頂きたいと思いますが、何とぞよろしくお願いたします。以上で、本日の議題を終了いたします。次に、次第の3、その他についてです。事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

貴重なご意見ありがとうございます。先ほど、新庁舎の喫煙所のことでちょっと分かりましたので、お話ししたいと思います。ここで、まず新庁舎というのはおもやとはなれつくりです。それで、今、できているのがおもやです。おもやに関しましては、今年の8月に移転しまして、移転した後に今の古い庁舎を壊して、そこにはなれをつくるということになります。はなれができるのが令和9年のことだと思います。現在、予定なんです、今度、引っ越しをするおもやには喫煙所の設置の予定はございません。ただし、やはり皆様のご意見とおおり、あそこにも喫煙所が必要だろうというようなご意見もありましたので、令和9年度にできるはなれのほうに、はなれとは同じ建物じゃなくて、そのちょっと離れたところかもしれませんが、そこに喫煙所をつくるというような検討はされているそうです。いろいろなご意見の中で、市の新庁舎担当としては、はなれに、というところを進めているのが、今、分かりました。ただ、今後、変わるかもしれませんが、一応そのような形で市は進めているということをご理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

**【事務局】**

事務局から、もう1点、お願いいたします。次回の、こちらの委員会の会議日程についてお知らせさせていただきます。次回の会議につきましては、令和5年6月30日、金曜日の午後1時30分からを予定させていただいております。また、場所等詳細につきましては、後日、ご通知のほうをさせていただきたいと存じますので、どうぞよろしくようお願いいたします。事務局からは、以上でございます。

**【委員長】**

ありがとうございます。それでは、皆さん、本日はお忙しい中、長時間にわたりまして、協議ありがとうございました。それでは、本日の府中市環境美化推進委員会を終了いたします。皆さん、ありがとうございました。